

## 川崎市環境影響評価審議会委員の構成及び選任基準

(令和2年10月5日局長決裁)

### 1 委員の構成

- (1) 委員の選任にあたり、川崎市環境影響評価に関する条例第75条に定める事項を遵守すること。
- (2) (1)のほか、「附属機関等の設置等に関する要綱」、「川崎市審議会等委員への女性への参加促進要綱」及び「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」(以下、「公募指針」という。)に定められた要件等を遵守すること。

### 2 選任基準

- (1)学識経験者委員については、次の評価項目等に係るいずれかの分野から選任するものとする。

- ア 大気
- イ 水
- ウ 土
- エ 生物
- オ 緑
- カ 騒音・振動・低周波音
- キ 廃棄物等
- ク 建造物の影響
- ケ 地域社会
- コ 安全
- サ 温室効果ガス
- シ 環境関連法及び環境政策

- (2)市民委員は、公募により選任するものとする。

- ア 公募指針に基づいて定める「川崎市環境影響評価審議会委員の公募実施要領」により公募を実施する。
- イ 「川崎市環境影響評価審議会公募委員選考委員会」において、「川崎市環境影響評価審議会公募委員選考指針」に基づき選考を行う。

### 3 その他

- (1)ここに定める規定は、決裁日以降の委員選任に適用する。